

|                |   |  |
|----------------|---|--|
| 第<br>6149<br>号 |  | 1994年1月6日創刊・毎日発行                         |
|                |   | リーダスクラブFAXニュース<br>(2019年)平成31年 2月28日 木曜日 |

|     |  |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)<br>大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a> |
|-----|--|

## ♠ 給与所得者がネットなどで副収入を得た場合

**Q** : 私はサラリーマンですが、ネットオークションで副収入がありました。確定申告は必要ですか？

**A** : 一定の場合は確定申告が必要です。

### 【解説】

給与所得者は、一般的に年末調整によって源泉徴収された所得税額と納付すべき所得税額との過不足が清算されますので確定申告の必要はありません。

しかし、年末調整が済んでいる給与所得者であっても、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合には、確定申告が必要となります。

したがって、次のような所得が20万円超ある場合は、確定申告が必要になります。

①インターネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(例)

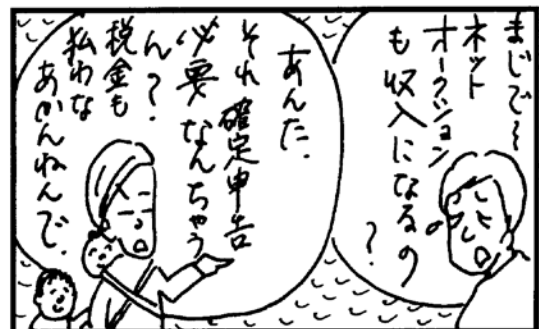
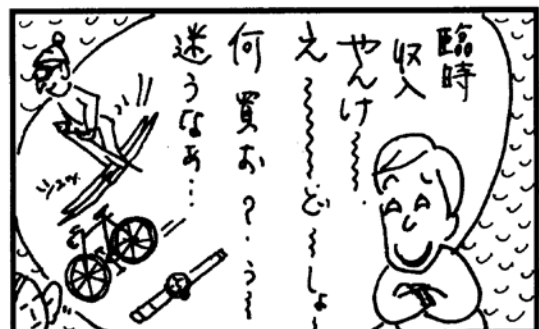
・衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得

※生活の用に供している資産(古着や家財など)の売却による所得は非課税ですので、確定申告は不要です。

・自家用車などの資産の貸付けによる所得  
・ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得

②ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得

③民泊による所得



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】